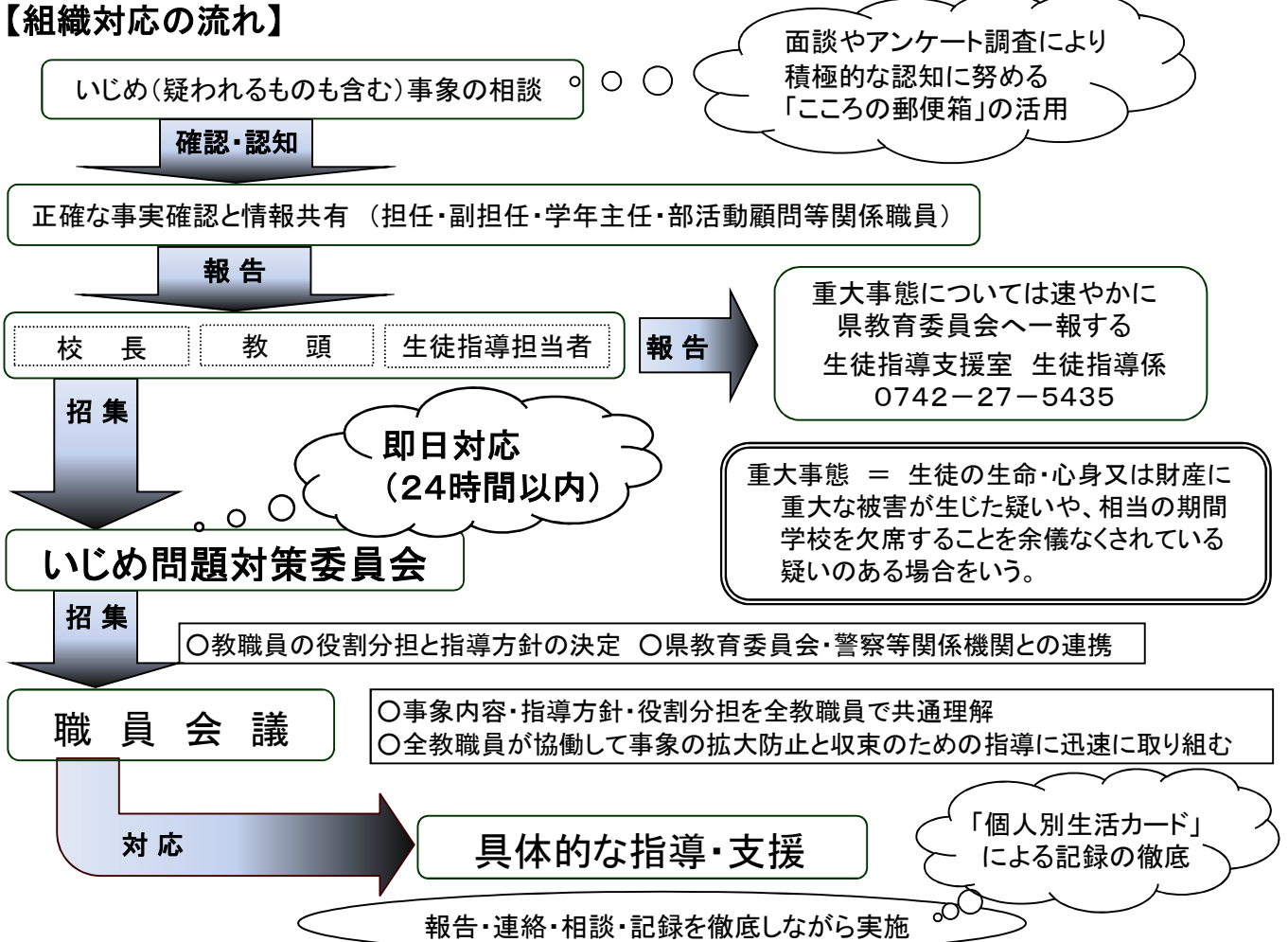


いじめ問題対策委員会 いじめ防止対策推進法(第22条)関係

組 織	校長 教頭
	生徒支援部長
	学年主任
	教育相談コーディネーター
	生徒支援部人権教育係長
	生徒支援部指導係員 生徒支援部支援係員

- 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。
- 委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にいき、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

【組織対応の流れ】



被害者への支援

- 共感的に受け止める姿勢で対応
- 伝えること
 - ・学校として「何としても守る」という姿勢
 - ・プライバシーの保護
 - 確認すること
 - ・身体の被害状況(診断書)
 - ・金品の被害状況
 - ・カウンセリングの必要性
 - ・警察への被害申告の意志
 - 留意すること
 - ・再発や潜在化
 - ・保護者への説明と保護者の考えの確認

加害者への指導

- 毅然とした態度で対応
- 伝えること
 - ・いじめは決して許されない行為であること
 - ・いじめられた側の心の痛み
 - ・自分の行為が重大な結果に繋がった
 - 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性
 - 留意すること
 - ・加害者の心理的背景(ストレス・自己存在感等)
 - ・加害者が被害者になること
 - ・保護者との連携

友人・知人への指導・支援(観衆・傍観者等)

- みんなを守るという姿勢で対応
- 伝えること
 - ・いじめられた側の心の痛み
 - ・観衆や傍観者も加害者であること
 - ・プライバシーの保護
 - 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性
 - 留意すること
 - ・観衆や傍観者が被害者になること

※「観衆」…はやしたてたり、おもしろがって見ている者 「傍聴者」…見て見ぬふりをする者

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修		いじめ問題 対策委員会① 職員研修	いじめ問題 対策委員会②			いじめ問題 対策委員会③
未然防止	スマホ教室 集会にて啓発 いのちの大切さを 学ぶ教室		人権HR 集会にて啓発 公開授業月間	文書にて啓発		集会にて啓発
早期発見	教育相談週間 生徒生活実態 アンケート調査		いじめに関する アンケート調査①	三者面談 保護者 アンケート調査		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修		いじめ問題 対策委員会④		いじめ問題 対策委員会⑤		いじめ問題 対策委員会⑥ ・まとめ ・次年度計画
未然防止	人権教育講演会 公開授業月間	人権HR 公開授業月間	文書にて啓発	人権HR	人権HR	合格者説明会
早期発見	教育相談週間	いじめに関する アンケート調査②	三者面談 保護者 アンケート調査		いじめに関する アンケート調査③	

未然防止に向けて

- 認め合い支え合う集団づくり
 - ・「居場所」づくりと「絆」づくり
 - ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等
 - ・生徒の行う自主的ないじめ防止等に関わる活動への支援
- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
 - ・人権教育の充実
 - ・道徳教育の充実
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル教育の推進
 - ・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット利用のルールづくり等の啓発
- 生徒の様子把握
 - ・共感的生徒理解
- 保護者・地域・関係機関との連携
 - ・保護者への啓発と情報発信
 - ・地域への情報発信と関係機関との連携

早期発見に向けて

- 情報の収集
 - ・教職員の“気付く力”を高める
 - ※ 校内職員研修の実施
 - 校外で行われる研修会への参加
 - ・生徒、保護者、地域からの情報収集
 - ・休み時間等の校内巡視
 - ・定期的な面談による情報収集
(生徒・保護者)
 - ・アンケート調査の定期的な実施
 - ※ 生徒へのアンケート調査の実施
 - 保護者へのアンケート調査の実施
 - 「こころの郵便箱」の活用
- 相談体制の充実
 - ・いじめ相談窓口の設置(校内)
 - ・いじめ相談窓口の周知(校内・外)
- 情報の共有
 - ・報告の徹底と、全教職員による情報共有
 - ・要配慮生徒の情報共有
 - ・申し送り事項の確認と徹底